

横浜市耐震関連事業 啓発物品貸出事務取扱要領

制 定 まち住計第 1541 号 平成 18 年 12 月 26 日

最近改正 建建企第 2290 号 平成 23 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、建築局物品管理者が保管する住宅耐震事業広報用パネル・VHS ビデオテープ・DVD 等（以下「啓発物品等」という）を活用するために必要な事項を定め、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 7 条の規定により、事業者及び区役所等の実施する住宅の耐震啓発活動を支援し、横浜市の住宅耐震関連事業の普及を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 啓発物品等を貸出し対象者（以下「借受者」という）は、次のいずれかとする。

- (1) 市内官公署および公共的団体。
- (2) 住宅の耐震に関わる市内各団体および市内事業所で、市が適当と認めた団体等。
- (3) その他、物品管理者が必要と認めた団体等。

(貸出する啓発物品)

第 3 条 貸出をする啓発物品は、横浜市耐震関連事業 啓発物品申込書兼借用書（第 1 号様式）に記載の物品とする。

(申込)

第 4 条 横浜市物品規則第 35 条ただし書の規定により、借受者は、次の申請書類を物品管理者に提出するものとする。

- (1) 横浜市耐震関連事業 啓発物品申込書兼借用書（第 1 号様式）
 - (2) その他、物品管理者が必要と認めた書類
- 2 前項の申請書類の提出は、利用日の 2 か月前から始める。
 - 3 予約事項に変更があるときは、すみやかに申込書を再提出するものとする。

(貸出の決定)

第 5 条 物品管理者は、第 4 条に定める申込書類が提出されたときは、申込状況一覧表（第 2 号様式）に入力し、貸出を決定する。

- 2 借受者は、所管課窓口で啓発物品を受領しなければならない。なお、啓発物品等の貸出は、開庁日の所管課とあらかじめ調整した日時とする。

(期間等)

第 6 条 利用期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 展示用パネルは、2 週間以内とする。
- (2) VHS ビデオテープ・DVD は、1 週間以内、1 回の利用数は 2 巻以内とする。

(使用料及び責務)

第7条 使用料は、無料とする。なお、借受者は、故意、不注意によって著しい損傷または忘失したときは、損害賠償の責を負う。

(利用上の注意)

第8条 借受者は横浜市耐震関連事業 啓発物品の利用にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 借り受け中は、社会通念に従い適正に管理し、かつ利用期間内返還を厳守すること。
- (2) 直接、間接を問わず、観覧料を徴しないこと。
- (3) その他、物品管理者の指示を遵守すること。

(その他)

第9条 この事務取扱要領に定めるものの他、必要な事項は物品管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。